

塾生や従業員に 感染の疑いがある場合または感染が判明した場合の対応方法の一例

本資料は、ガイドラインの内容に付随情報を加え、事業所内で事前に把握しておくべき内容をまとめたものです。実際に、感染が判明した場合やその疑いのある場合は、保健所等の地域の関係機関と連携を図りご対応ください。なお、今後の情勢等を踏まえて記載事項の見直しを行う場合があります。

感染症の疑いがある場合

①まず行うこと（塾生・従業員共通）

記録

- ・体温測定により症状を的確に把握する。
- ・体調の変化について記録をとる。

本人に

- ・発熱、せき、喉の痛み等の風邪の症状がみられる時は、自宅で休養するように指導助言する。

②塾生の場合は次のことも行います

保護者へ

- ・保護者に連絡をとり、記録をもとに症状や経過を正確に伝える。
- ・保護者に対して、地域や事業所内での感染症の発生状況等について情報を提供する。

病院へ

- ・必要に応じて、医療機関等に相談して支持を受ける。

保護者から

- ・医療機関等での受診結果を速やかに伝えてもらう。

※ 1 濃厚接触者

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。濃厚接触者の判断は保健所等が行います。

必要な感染予防策とは、飛沫感染予防として 患者が適切にマスク（現状においては、布マスク含む）を着用していること、接触感染予防として患者が接触者との面会前に適切に手指消毒が行われていることをいいます。〈厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」より〉

※ 2 施設設備等の消毒

保健所は必要に応じて事業所の消毒（範囲及び使用する薬剤と方法）を命令するとともに感染者が触れた可能性の高い消耗品廃棄等についても要請する場合があります。消毒の実施費用については、事業者の負担となります。

消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻りに接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を行います。〈日本商工会議所「新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合に事業者（商工会議所）が行う手続き等について」より〉

※ 3 感染者発生公表について

〈日本商工会議所「新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合に事業者（商工会議所）が行う手続き等について」より〉

感染が判明した場合

①まず行うこと（塾生・従業員共通）

保健所へ

- ・市区町村の相談窓口や最寄りの保健所等、地域の関係機関と速やかに連携を図り、感染症が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を迅速に報告する。
- ・同時に、市区町村の相談窓口や最寄りの保健所等、地域の関係機関に助言・指示を求める。

②感染者、濃厚接触者が確定後に行うこと

本人へ

- ・感染が判明した場合は、治癒するまで通塾及び出勤停止とする。
- ・感染が判明した場合または感染者の濃厚接触者※1に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間を通塾及び出勤停止とする。

記録

- ・感染症の発生状況および接触者の状況を記録する。この際には、塾生に関する事項だけでなく、従業員の健康状態についても記録する。

消毒

- ・事業所内を適切に消毒※2する。

休業

- ・事業所の休業について市区町村や最寄りの保健所等の地域の関係機関と相談の上、判断する。

その他

- ・感染者の発生を対外的に公表するように保健所が指示することはない。会員や地域社会への対応上の必要に応じて、適宜判断する※3。
- ・事業所の再開については、保健所の指導を仰ぐ。